

第498回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和3年2月26日（金）

午後2時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員15名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員， 委員

5 議 題

第1号議案 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について（海面利用協議会への諮問）

第2号議案 茨城県資源管理方針の変更について（諮問）

第3号議案 くるまぐろ、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

6 その他

7 閉 会

(案)

茨漁調委諮問第 号

茨城県海面利用協議会

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）
第120条第1項の規定に基づき、生き餌釣りによるひらめの採捕制
限に関する委員会指示を発動したいので、平成14年12月12日付け水
産庁長官通知により意見を求める。

令和3年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 大川 雅登

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 3 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 大川 雅 登

- 1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをしてはならない。

区 域	禁 止 期 間
北緯36度50分以上の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯36度32分以上から 北緯36度50分より南の間の茨城県海面	1月1日から12月31日まで
北緯36度00分以上から 北緯36度32分より南の間の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯35度52分以上から 北緯36度00分より南の間の茨城県海面	4月1日から10月31日まで
北緯35度52分より南の茨城県海面	4月1日から11月30日まで

- 2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをさせてはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に係る委員会指示経過

1 経過

令和元年 7月22日	茨城県小型船漁業協議会、遊漁船協議会から「公的規制導入にむけた要望書」の提出
7月26日	第486回茨城海区漁業調整委員会 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に関する委員会指示(案)を決定(茨城県海面利用協議会へ諮問)
10月24日 ～11月22日	茨城県県民意見提出手続制度(パブリックコメント制度)により意見募集
12月4日	茨城県海面利用協議会 第3回茨城海区部会 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に関する委員会指示について異議がない旨答申することに決定
令和2年 2月21日	答申を受け、委員会指示発動を決定(第490回委員会)
4月1日	委員会指示を発動 (有効期間:令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

2 発動後の状況

令和2年6月

- ・千葉県遊漁船業者から、委員会指示に反対する旨の申し入れ文書を受理。
- ・茨共第17号漁業権漁場(大根漁場)及び周辺海域において、多数の千葉県遊漁船の営業が確認される旨関係漁業協同組合からの連絡を受け、漁業取締船とうかがいが当該海域において現地確認及び啓発活動を実施。

令和2年10月～

- ・茨城・千葉連合海区協議会において、ひらめ活餌釣りルールへの遵守を申し入れ。
- ・当該水域における海面利用の正常化に向け、千葉県及び水産庁と三者協議(R3.2までに計5回実施)。

令和3年2月

- ・両県の意向には隔たりが大きく、協議の長期化が避けられないことから、昨年と同内容の委員会指示を発出することを説明。
- ・今後も両県間での協議を継続する。

【参考】

小型船漁業協議会と遊漁船協議会との漁場利用協定書添付の図面に禁止期間、活き餌釣り可能期間を併記

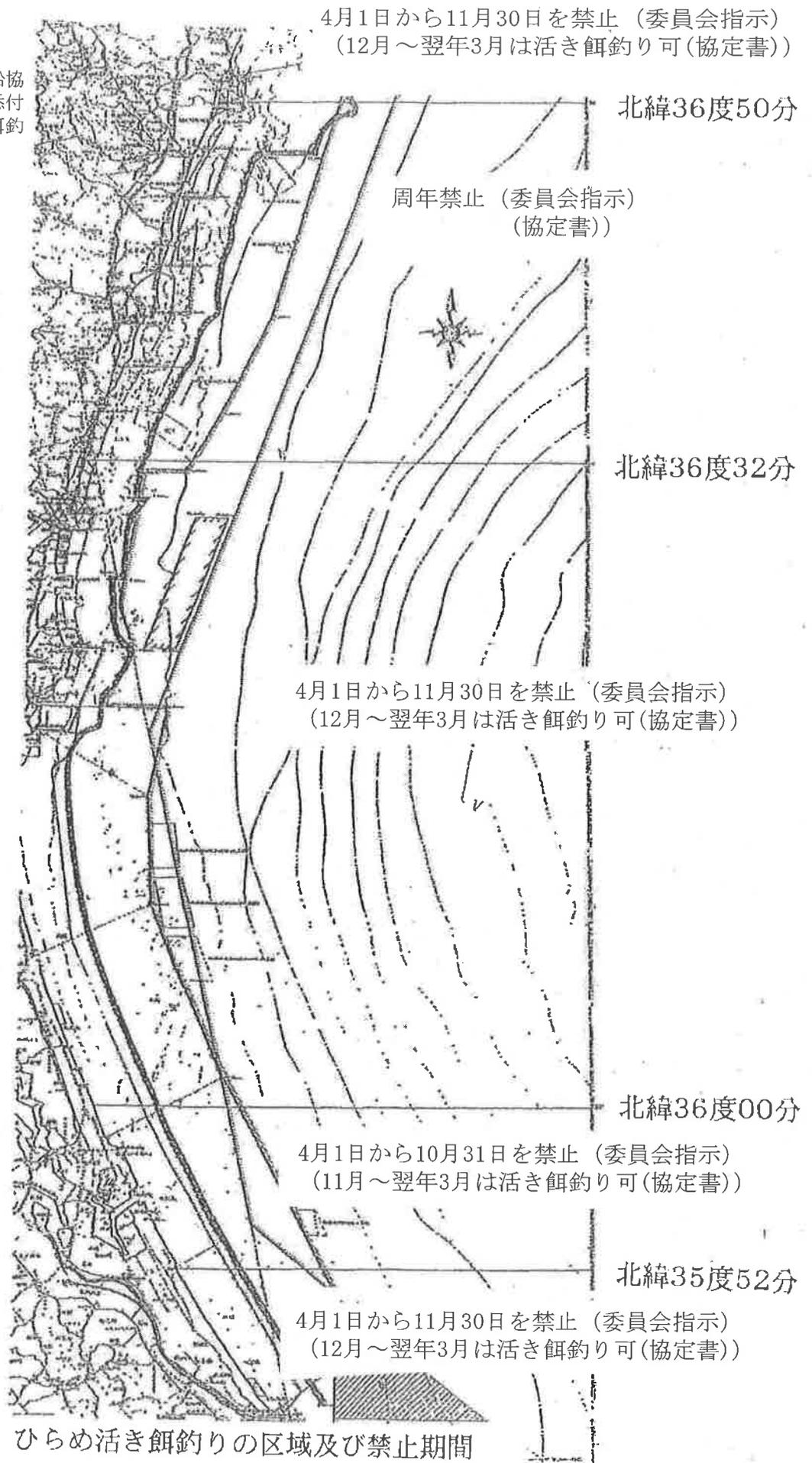


図 ひらめ活き餌釣りの区域及び禁止期間



資料No 2-1

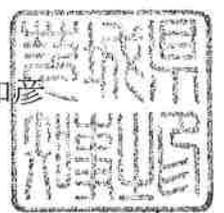
漁諮問第 14 号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、茨城県資源管理方針（令和 2 年茨城県告示第 1288 号）を別紙のとおり変更したいので、同条第 10 項において準用する同条第 4 項に基づき意見を求める。

令和 3 年 2 月 25 日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の理由

今般、農林水産大臣が、漁業法第 11 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）において、くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群及びするめいかの具体的な資源管理方針を定めたことから、茨城県資源管理方針の該当部分の追加等を行うものである。

茨城県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、茨城県資源管理方針を変更したので、同条第 10 項の規定において準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。

令和 3 年 3 月 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県資源管理方針

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。また、本県の沿岸地域では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に分配することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、使用漁具の制限や休漁期間の設定など漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第 6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び茨城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第 7 茨城県資源管理方針の検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-6 するめいか」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第72条第1項第5号で定める漁業のうち総トン数5トン以上の船舶を使用する漁業をいう。以下同じ。）

イ 定置漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第3項で定める漁業をいう。以下同じ。）

ウ ア、イに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業及び定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、板びき網漁業については許可隻数を現状の24隻（認可含む）を上限とする。定置漁業については、免許統数を現状の2か統を上限とする。

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 定置漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量について、免許統数を現状の2か統を上限とする。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

1 特定水産資源の名称

くろまぐろ(小型魚)

2 特定水産資源の定義

くろまぐろのうち、30キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 平潟くろまぐろ(小型魚)漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

平潟漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業(太平洋広域漁業調整委員会指示第37号1の(2)に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年(主漁期:10月から12月)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 大津くろまぐろ(小型魚)漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

大津漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年(主漁期:10月から12月)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内

3 川尻くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
川尻漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内

4 久慈町くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
定置漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内

5 久慈町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

久慈町漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

6 久慈浜丸くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

久慈浜丸小漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

7 磯崎くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

磯崎漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内

8 那珂湊くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
那珂湊漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年（主漁期：9月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内

9 大洗町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
大洗町漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内

10 鹿島灘くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

鹿島灘漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

11 はさきくろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

はさき漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：11月から翌年1月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

12 その他くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

1から11の知事管理区分に定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所

その他の事業所の所在がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね95%を平成22年（2010年）から平成26年（2014年）までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に配分し、残りのおおむね5%を県の留保枠とする。また、当該留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、茨城海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要に応じて知事管理区分に追加配分する。

なお、知事管理区分への配分に当たっては、最低数量を500キログラムとし、配分量が500キログラムに満たない場合は、当該知事管理区分に最低数量を配分後、それ以外の知事管理区分に漁獲実績の比率に基づき残量を配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の知事管理区分に定める漁業は、原則として、当該知事管理区分ごとに定めた主漁期の前に目的採捕を行わないこととする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、全ての知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別途、運用指針において定める。

3 漁獲可能量の融通

(1) 関係漁協間で融通の協議が調った場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、県はその内容を公表する。

(2) 県は、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、その内容を公

表する。

4 遊漁者に対する指導

県は、国と協力をしつつ、遊漁者に対してくろまぐろの資源管理に関する指導を行うものとする。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

1 特定水産資源の名称

くろまぐろ(大型魚)

2 特定水産資源の定義

くろまぐろのうち、30キログラム以上のものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県くろまぐろ(大型魚)漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ 定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県くろまぐろ(大型魚)漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別途、運用指針において定める。

3 漁獲可能量の融通

県は、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公

表した場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、その内容を公表する。

4 遊漁者に対する指導

県は、国と協力をしつつ、遊漁者に対してくろまぐろの資源管理に関する指導を行うものとする。

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

すけとうだら太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県すけとうだら漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、すけとうだらの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるすけとうだらを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県すけとうだら漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については許可隻数を現状の24隻（認可含む）を上限とする。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については許可隻数を現状の24隻(認可含む)を上限とする。

茨城県資源管理方針の変更について

令和3年2月26日
茨城県農林水産部漁政課

1 変更の理由

国が資源管理基本方針において、くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群及びするめいかの資源管理に関する基本方針を定めたことから、県資源管理方針に当該資源に係る管理方針を追加するもの。

2 変更の概要

くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群及びするめいかの具体的な管理方針を別紙1-3から別紙1-6にそれぞれ定め、県資源管理方針に追加する。

(1) 別紙1-3「くろまぐろ（小型魚）」

資源管理の手法は概ね現行どおりとし、基本的な事項は当該別紙、具体的な事項は別途「運用指針（資料No.2-4）」に規定する。

現行の主な資源管理手法	新たな規定場所
漁協ごとに漁獲可能量を配分 (県で一部留保・最低数量 500kg)	別紙（第2・第3）
漁協ごとに採捕停止命令を发出	※漁協ごとに知事管理区分を設定
原則として主漁期前は目的採捕しない	別紙（第2・第4）
知事管理漁獲可能量の7割を超えるおそれがあるときは数量を公表	別紙（第5）
漁獲可能量の9割を超えるおそれがあるときは目的操業を自粛	運用指針（第1）
1隻 100kg を超える漁獲があった場合は漁獲可能量の残量が判明するまで目的操業を自粛	運用指針（第1）

※下線部＝大型魚と異なる点

(2) 別紙1-4「くろまぐろ（大型魚）」

小型魚と同様に、資源管理の手法は概ね現行どおりとし、基本的な事項は当該別紙、具体的な事項は別途「運用指針」に規定する。

現行の主な資源管理手法	新たな規定場所
知事管理漁獲可能量の7割を超えるおそれがあるときは数量を公表	別紙（第5）
漁獲可能量の5割を超えるおそれがあるときは生存個体を全て放流	運用指針（第2）
1隻 100kg を超える漁獲があった場合は漁獲可能量の残量が判明するまで目的操業を自粛	運用指針（第2）

※下線部＝小型魚と異なる点

(3) 別紙1-5「すけとうだら太平洋系群」

知事管理区分	対象漁業 (漁獲可能期間)	管理手法	漁獲可能量の配分
茨城県すけとうだら 漁業	板びき網漁業 (9/1～6/30) その他漁業 (周年)	現行水準 ※現行の水準以上 に漁獲量を増加 させない管理	全量を「茨城県すけと うだら漁業」に配分

(4) 別紙1-6「するめいか」

知事管理区分	対象漁業 (漁獲可能期間)	管理手法	漁獲可能量の配分
茨城県するめいか漁業	板びき網漁業 (9/1～6/30) その他漁業 (周年)	現行水準 ※現行の水準以上 に漁獲量を増加 させない管理	全量を「茨城県するめ いか漁業」に配分

3 今後の予定

3月1日：国（農林水産大臣）への承認申請

中旬：変更後の方針、運用指針を公表

※6月までに、さば類及びずわいがに（改正漁業法に基づく管理期間：令和3年7月～）についても具体的な管理方針を別紙に定め、県資源管理方針に追加する予定。

茨城県資源管理方針 新旧対照表

資料No.2-3

変更 (案)	現行
令和 2 年 12 月 17 日茨城県告示第 1288 号 変更 令和 3 年 月 日茨城県告示第 号	令和 2 年 12 月 17 日茨城県告示第 1288 号
茨城県資源管理方針 第 1～第 7 (略) 第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 まあじ」から「別紙 1-6 <u>するめいか</u> 」までに、それぞれ定めるものとする。	茨城県資源管理方針 第 1～第 7 (略) 第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 まあじ」から「別紙 1-2 <u>まいわし太平洋系群</u> 」までに、それぞれ定めるものとする。
(別紙 1-1) 第 1・第 2 (略) 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を茨城県まあじ漁業区分に配分する。 第 4 (略)	(別紙 1-1) 第 1・第 2 (略) 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を茨城県まあじ漁業 <u>管理</u> 区分に配分する。 第 4 (略)
(別紙 1-2) (略)	(別紙 1-2) (略)
(別紙 1-3) <u>第 1 特定水産資源</u> <u>1 特定水産資源の名称</u> <u>くろまぐろ (小型魚)</u> <u>2 特定水産資源の定義</u> <u>くろまぐろのうち、30 キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。</u>	(新規)
第 2 <u>知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</u>	

1 平潟くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

平潟漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業（太平洋広域漁業調整委員会指示第 37 号 1 の(2)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10 月から 12 月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

2 大津くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

大津漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10 月から 12 月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 川尻くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

川尻漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

4 久慈町くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

5 久慈町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

久慈町漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

6 久慈浜丸くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

久慈浜丸小漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

7 磯崎くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

磯崎漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

8 那珂湊くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

那珂湊漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：9月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

9 大洗町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

大洗町漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

10 鹿島灘くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

鹿島灘漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

11 はさきくろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

はさき漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：11月から翌年1月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

12 その他くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

1 から 11 の知事管理区分に定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 95%を平成 22 年（2010 年）から平成 26 年（2014 年）までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に配分し、残りのおお

むね5%を県の留保枠とする。また、当該留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、茨城海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要に応じて知事管理区分に追加配分する。

なお、知事管理区分への配分に当たっては、最低数量を500キログラムとし、配分数量が500キログラムに満たない場合は、当該知事管理区分に最低数量を配分後、それ以外の知事管理区分に漁獲実績の比率に基づき残量を配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の知事管理区分に定める漁業は、原則として、当該知事管理区分ごとに定めた主漁期の前に目的採捕を行わないこととする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、全ての知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別途、運用指針において定める。

3 漁獲可能量の融通

(1) 関係漁協間で融通の協議が調った場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、県はその内容を公表する。

(2) 県は、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、その内容を公表する。

4 遊漁者に対する指導

県は、国と協力をしつつ、遊漁者に対してくろまぐろの資源管理に関する指導を行うものとする。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

1 特定水産資源の名称

くろまぐろ(大型魚)

2 特定水産資源の定義

くろまぐろのうち、30キログラム以上のものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県くろまぐろ(大型魚)漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ 定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県くろまぐろ(大型魚)漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別途、運用指針において定める。

3 漁獲可能量の融通

県は、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、その内容を公表する。

4 遊漁者に対する指導

県は、国と協力をしつつ、遊漁者に対してくろまぐろの資源管理に関する指導を行うものとする。

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

すけとうだら太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県すけとうだら漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、すけとうだらの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるすけとうだらを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県すけとうら漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については許可隻数を現状の24隻（認可含む）を上限とする。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については許可隻数を現状の 24 隻（認可含む）を上限とする。

(案)

漁業法第 32 条第 2 項の規定に基づき茨城県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針

第 1 　くろまぐろ（小型魚）

くろまぐろ（小型魚）（第 1 において、単に「くろまぐろ」という。）に係る法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の 1 及び 2 に定めるとおりとする。

1 　法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、茨城県知事（以下「知事」という。）が行う指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

1 隻・1 日あたりの漁獲量又は漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする指導又は勧告の内容
沿岸くろまぐろ漁業による 1 日 1 隻当たり 100 キログラムを超える量の漁獲又は定置漁業による 1 日当たり 50 キログラムを超える量の漁獲があったとき	知事管理漁獲可能量の未利用分が判明するまでの間、目的操業の自粛（沿岸くろまぐろ漁業）、生存個体の放流（定置漁業）を講じるように指導
知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合が 90 パーセントを超えるおそれがあるとき	当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項第 1 号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、目的操業の自粛（沿岸くろまぐろ漁業）、生存個体の放流（定置漁業）を講じるように勧告

(2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りではない。

2 　法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、知事が行う指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量が当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする指導及び勧告の内容
70 パーセントを超えるおそれがあるとき	知事管理漁獲可能量の未利用分が判明するまでの間、目的操業の自粛（沿岸くろまぐろ漁業）、生存個体の放流（定置漁業）を講じるように指導

90 パーセントを超えるおそれがあるとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれが大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項第 2 号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように勧告
----------------------	---

(2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りではない。

第2 くろまぐろ（大型魚）

くろまぐろ（大型魚）（第2において、単に「くろまぐろ」という。）に係る法第 32 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる場合において、知事が行う指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

なお、同表の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りではない。

1 隻・1 日あたりの漁獲量又は漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする指導又は勧告の内容
沿岸くろまぐろ漁業による 1 日 1 隻当たり 100 キログラムを超える量の漁獲又は定置漁業による 1 日当たり 50 キログラムを超える量の漁獲があったとき	知事管理漁獲可能量の未利用分が判明するまでの間、必要な措置（目的操業の自粛、生存個体の放流等）を講じるように指導
知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合が 50 パーセントを超えるおそれがあるとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれが大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項第 2 号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように勧告



資料No. 3

漁諮問第 15 号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量を別記のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により意見を求める。

令和 3 年 2 月 25 日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の理由

今般、農林水産大臣が、漁業法第 15 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和 3 管理年度における本県の漁獲可能量を定めたことから、同法第 16 条第 1 項に基づき、茨城県資源管理方針に則して知事管理区分に配分する数量を定めるものである。

なお、本諮問の根拠となる茨城県資源管理方針は、令和 3 年 2 月 25 日付け漁諮問第 14 号をもって別途貴委員会に変更の諮問をしており、本諮問は、これが異議なく答申され、農林水産大臣から承認が得られることを前提としたものである。

別記

令和3管理年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる数量

第1 くろまぐろ(小型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
18.9トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
平潟くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	2.527トン
大津くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	3.311トン
川尻くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.935トン
久慈町くろまぐろ(小型魚)定置漁業	0.729トン
久慈町くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.171トン
久慈浜丸くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0.893トン
磯崎くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.156トン
那珂湊くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.343トン
大洗町くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0.500トン
鹿島灘くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0.500トン
はさきくろまぐろ(小型魚)漁船漁業	3.890トン
その他くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0トン

第2 くろまぐろ(大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
6.0トン
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県くろまぐろ(大型魚)漁業に全量を配分する。

第3 すけとうだら太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県すけとうだら漁業に全量を配分する。

第4 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県するめいか漁業に全量を配分する。

2 水管第 1992 号
令和 2 年 12 月 24 日

茨城県知事 殿

農林水産大臣



くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量
	(茨城県分)
くろまぐろ (小型魚)	18.9トン
くろまぐろ (大型魚)	6.0トン

茨城県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
すけとうだら太平洋系群	現行水準	0.22	10 トン未満
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.03	50 トン未満

事務連絡
令和3年2月18日

沿海漁業協同組合 御中

茨城県農林水産部漁政課

くろまぐろ漁獲枠の県間融通について（通知）

日頃より、くろまぐろの資源管理について、特段のご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、我が国によるくろまぐろ漁獲枠の「増枠」をめぐる国際交渉においては、漁獲枠が十分消化されていないことが交渉を不利にする一因となっており、国及び都道府県に対しては、漁獲枠の消化率を向上させるため、融通制度の積極的な活用が求められているところです。

このことから、今般、我が国の国際交渉の一助とするため、本県の今期（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の漁獲枠のうち、余剰見込枠の一部を他県に融通（譲渡(返却なし)）する方向で調整を始めましたので、ご了承くださいませようお願いします。

記

1. 融通の内容

小型魚（30キログラム未満）

本県の漁獲枠のうち、2トン*を他県に譲渡

※県留保枠1.413トン+採捕停止漁協枠0.587トン

大型魚（30キログラム以上）

本県の漁獲枠のうち、3トン*を他県に譲渡

※本日時点の余剰枠5.076トンのうち3トン

2. 注意事項

- ・融通が成立しない場合があります（受取り希望県がない場合など）。
- ・小型魚については、採捕停止命令を受けていない漁協は、引き続き、漁獲枠内で採捕いただくことが可能です。
- ・大型魚については、本日から3月31日まで（融通不成立の場合はそれが明らかになった日まで）の漁獲枠の残枠が2.075トンになります。

<ご連絡・お問合せ先>

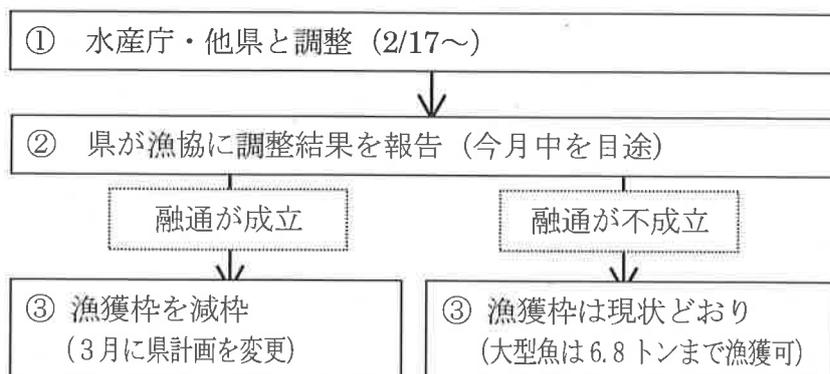
茨城県農林水産部漁政課

調整・漁船担当 小澤 水谷

TEL：029-301-4080

E-mail：ry.ozawa@pref.ibaraki.lg.jp

<今後のスケジュール>



<くろまぐろ漁獲状況 (2月15日時点) >

【小型魚】

単位：kg

配分	当初 漁獲枠 A	漁獲量			今回 融通 C	融通後 残量 A-B-C	備考
		漁獲量 B	(%) B/A	残量 A-B			
県留保	1,413	0	-	1,413	1,413	0	
漁協	平潟	3,844	1,416	37	2,428	2,428	
	大津	5,036	573	11	4,463	4,463	
	川尻	2,944	2,722	92	222	※	※12/7採捕停止
	久慈町(定置)	1,109	1,088	98	21	※	※1/7採捕停止
	久慈町	1,781	1,578	89	203		203
	久慈浜丸小	1,359	797	59	562		562
	磯崎	1,759	1,231	70	528		528
	那珂湊	2,042	1,825	89	217	※	※12/14採捕停止
	大洗町	596	274	46	322		322
	鹿島灘	500	51	10	449		449
	はさき	5,917	5,344	90	573	※	※1/13採捕停止
小計	26,887	16,901	63	9,986	587	9,399	※採捕停止漁協(川尻・定置・那珂湊・はさき)から587kg
合計	28,300	16,901	60	11,399	2,000	9,399	計2トﾝ融通

【大型魚】

単位：kg

配分	当初 漁獲枠 A	漁獲量			今回 融通 C	融通後 残量 A-B-C	備考
		漁獲量 B	(%) B/A	残量 A-B			
全漁協	6,800	1,725	25	5,075	3,000	2,075	計3トﾝ融通